

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------------|
| 8 | 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法、その他関係法令に基づき、保育所等における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保育所等の利用調整、入所措置・解除 ②保育所等の入所措置に係る費用の算定・徴収に関する事務 ③保育所等の運営費の支弁等に関する事務 なお、保育所等の利用に係る申請は窓口、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。 |
| ③システムの名称 | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 保育料マスターファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども未来部 保育課 |
| ②所属長の役職名 | 保育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 総務課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 子ども未来部 保育課 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年1月9日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年1月9日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------------------------|--|--|------|------------------|
| 平成27年12月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成27年11月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成27年12月28日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成27年11月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成27年12月28日 | 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 | ①実施の有無 実施しない | ①実施の有無 未定 | 事前 | |
| 平成28年2月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年11月1日時点 | 平成29年2月1日時点 | 事前 | 判定基準日の見直し |
| 平成28年2月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年11月1日時点 | 平成29年2月1日時点 | 事前 | 判定基準日の見直し |
| 平成29年7月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム | 事後 | 電子申請(子育てOSS)への対応 |
| 平成29年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年2月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成29年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年2月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成30年8月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、宛名管理システム | 事後 | 情報連携への対応 |
| 平成30年8月6日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所 | 保育課長 岡野 孝史 | 保育課長 | 事後 | |
| 平成30年8月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年2月1日時点 | 平成30年8月6日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成30年8月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年2月1日時点 | 平成30年8月6日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成31年3月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年8月6日時点 | 平成31年3月29日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 平成31年3月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年8月6日時点 | 平成31年3月29日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和1年11月22日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年3月29日時点 | 令和元年11月22日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和1年11月22日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年3月29日時点 | 令和元年11月22日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和3年1月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和元年11月22日時点 | 令和3年1月14日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和3年1月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和元年11月22日時点 | 令和3年1月14日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和4年12月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 保育所入所児童の属する世帯に対し、所得等の状況に応じて保育料の算出を行い、負担決定・徴収を行う。 | 児童福祉法、その他関係法令に基づき、保育所等における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保育所等の利用調整、入所措置・解除 ②保育所等の入所措置に係る費用の算定・徴収に関する事務 ③保育所等の運営費の支弁等に関する事務 なお、保育所等の利用に係る申請は窓口、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。 | 事後 | びったりサービス運用開始 |
| 令和4年12月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、宛名管理システム | 児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 事後 | びったりサービス運用開始 |
| 令和4年12月23日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年1月14日時点 | 令和4年12月23日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和4年12月23日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年1月14日時点 | 令和4年12月23日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和6年1月9日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年12月23日時点 | 令和6年1月9日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |
| 令和6年1月9日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年12月23日時点 | 令和6年1月9日時点 | 事後 | 判定基準日の見直し |